

亀岡市公報

発行所 亀岡市役所
 総務部 総務課
 TEL 0771-22-3131(代表)
 京都府亀岡市安町野々神8番地

目次

—— 規 則 ——	
亀岡市規則で定める様式における敬称の取扱いの特例に関する規則の一部改正 (総務課)	3
—— 告 示 ——	
亀岡市職員のハラスメントの防止等に関する要綱 (人事課)	4
亀岡市告示で定める様式における敬称の取扱いの特例に関する要綱の一部改正 (総務課)	5
亀岡市農業委員会総会の招集 (農政課)	6
公示送達 (税務課)	7
亀岡市要保護児童対策地域協議会設置要綱の一部改正 (こども福祉課)	8
国民健康保険被保険者証の無効 (保険医療課)	8
公示送達 (高齢福祉課)	9
亀岡市不妊治療助成金交付要綱 (健康増進課)	9
公示送達 (税務課)	15
放置自転車の撤去、保管 (桂川・広域交通課)	15
住民基本台帳の職権消除 (市民課)	16
国民健康保険被保険者証の無効 (保険医療課)	16

—— 訓 令 ——

亀岡市訓令で定める様式における敬称の取扱いの特例に関する規程の一部改正 (総務課)	17
亀岡市一般廃棄物処理業等合理化事業計画検討委員会設置要綱の一部改正 (環境事業課)	17

—— 公 告 ——

亀岡市職員採用試験公告 (人事課)	18
捕獲犬の抑留 (環境政策課)	22
一般競争入札(条件付き)の執行 (執行管理課)	22
捕獲犬の抑留 (環境政策課)	25
一般競争入札(条件付き)の執行 (執行管理課)	25
捕獲犬の抑留 (環境政策課)	28
捕獲犬の抑留 (環境政策課)	28

—— 任免及び辞令 ——

監査委員欄

—— 公 表 ——

平成22年度定期監査結果に対する措置状況	30
平成22年度行政監査結果に対する措置状況	31
平成22年度行政監査結果に対する措置状況	32
平成22年度行政監査結果に対する措置状況	33

教育委員会欄			
—— 規 則 ——			
亀岡市教育委員会規則で定める様式における敬称の取扱いの特例に関する規則の一部改正	35	亀岡市農業委員会委員一般選挙における各選挙区選挙長が立候補届出の受付等の事務を取り扱う場所及び亀岡市選挙管理委員会が選挙の管理執行を行う場所	42
—— 告 示 ——			
亀岡市教育委員会告示で定める様式における敬称の取扱いの特例に関する要綱の一部改正	36	亀岡市農業委員会委員一般選挙における各投票区の投票所	42
—— 教育長訓令 ——			
亀岡市教育委員会教育長訓令で定める様式における敬称の取扱いの特例に関する規程の一部改正	36	亀岡市農業委員会委員一般選挙における各投票区の投票管理者及び同職務代理人	43
—— 任免及び辞令 ——			
選挙管理委員会欄			
—— 規 程 ——			
亀岡市選挙管理委員会規程で定める様式における敬称の取扱いの特例に関する規程の一部改正	38	亀岡市農業委員会委員一般選挙における期日前投票所	45
—— 告 示 ——			
亀岡市選挙管理委員会告示で定める様式における敬称の取扱いの特例に関する要綱の一部改正	39	亀岡市農業委員会委員一般選挙における期日前投票所に係る投票管理者及び同職務代理人	45
公職選挙法第17条第2項による市の投票区を定める告示及び亀岡市農業委員会委員選挙における投票区の設置の一部改正	40	亀岡市農業委員会委員一般選挙に用いる投票用紙の様式	46
亀岡市農業委員会委員一般選挙の期日	41	亀岡市農業委員会委員一般選挙における各選挙区の選挙会の開催場所及び日時	47
亀岡市農業委員会委員一般選挙における選挙長及び同職務代理人	41	亀岡市農業委員会委員一般選挙における当選人の住所及び氏名	48
		公平委員会欄	
		—— 告 示 ——	
		職員団体の登録	49
		農業委員会欄	
		—— 公 告 ——	
		第21期亀岡市農業委員会委員の所属部会の公告	49
		上下水道部欄	
		—— 規 程 ——	
		亀岡市上下水道事業管理規程で定める様式における敬称の取扱いの特例に関する規程の一部改正	50

—— 任免及び辞令 ——

市立病院欄

—— 規 程 ——

亀岡市病院事業管理規程で定める様式
における敬称の取扱いの特例に関する
規程の一部改正

52

規 則

亀岡市規則で定める様式における敬称の取扱いの特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年7月1日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市規則第24号

亀岡市規則で定める様式における
敬称の取扱いの特例に関する規則
の一部を改正する規則

亀岡市規則で定める様式における敬称の取扱いの特例に関する規則（平成18年亀岡市規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条中「名あて人」を「名宛人」に、「あて先」を「宛先」に改め、同条の次に次の1条を加える。

第3条 市長等が収受する文書に係る様式において、名宛人に「（あて先）」と冠している場合は、当該様式の規定にかかわらず、「（宛先）」と表記するものとする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に亀岡市規則の規定に基づき作成されている用紙については、この規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

「揭示済」

告示

亀岡市告示第134号

亀岡市職員のセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する要綱（平成12年亀岡市告示第43号）の全部を次のように改正する。

平成23年7月1日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市職員のハラスメントの防止等に関する要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、公正で働きやすい職場の確保、職員の人権及び利益の保護並びに職員の能力の発揮を目的として、ハラスメントの防止及び排除のための措置並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

ハラスメント セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント及びモラル・ハラスメントの総称

セクシュアル・ハラスメント 他の者を不快にさせる職場における性的な言動及び職員が他の職員を不快にさせる職場外における性的な言動をいう。

パワー・ハラスメント 職員が職務上の権限や地位等を背景に、継続的に他の職員の人格や尊厳を傷つけるような言動をいう。

モラル・ハラスメント 職員が言葉、態度、身振り及び文書等によって、他の職員の人格及び尊厳を傷つけ、又は肉体的及び精神的に傷を負わせることにより、職場を辞めざるを得ない状況に追い込み、又は職場の雰囲気悪くさせることをいう。

ハラスメントに起因する問題 ハラスメントのため職員の勤務環境が害されること及びハラスメントへの対応に起因して職員がその勤務条件につき不利益を受けることをいう。

（市長の責務）

第3条 市長は、任命権者にハラスメントの防止等に関する施策についての企画立案を行なわせるとともに、ハラスメントの防止等のために実施する措置に関する調整、指導及び助言に当たるものとする。

2 市長は、任命権者が実施する研修等の調整及び指導に当たるとともに、自ら実施することが適当と認められるハラスメントの防止等のための研修について計画を立て、その実施に努めるものとする。

（任命権者の責務）

第4条 任命権者は、職員がその能力を十分に発揮できるような勤務環境を確保するため、ハラスメントの防止及び排除に努めるとともに、ハラスメントに起因する問題が生じた場合においては、必要な措置を迅速かつ適切に講じなければならない。この場合において、ハラスメントに対する苦情の申出、当該苦情等に係る調査への協力その他ハラスメントに対する職員の対応に起因して当該職員が職場において不利益を受けることがないよう配慮しなければならない。

2 任命権者は、ハラスメントをしないようにするために職員が認識すべき事項及びハラスメントに起因する問題が生じた場合においての対応マニュアル等を定め、職員に対し、周

知徹底を図らなければならない。

(職員の責務)

第5条 職員は、前条第2項の定めるところに従い、ハラスメントをしないように注意しなければならない。

2 職員を管理する地位にある者(以下「管理監督者」という。)は、良好な勤務環境を確保するため、日常の執務を通じた指導等によりハラスメントの防止及び排除に努めるとともに、ハラスメントに起因する問題が生じた場合には、迅速かつ適切に対処しなければならない。

(研修等)

第6条 任命権者は、ハラスメントの防止等を図るため、職員に対し、必要な研修等を実施するよう努めなければならない。

2 任命権者は、新たに職員となった者に対し、ハラスメントに関する基本的な事項について理解させるため、及び新たに管理監督者となった職員に対しハラスメントの防止等に関しその求められる役割について理解させるために、研修を実施するものとする。

(苦情相談への対応)

第7条 任命権者は、ハラスメントに関する苦情の申出及び相談(以下「苦情相談」という。)が職員からなされた場合に対応するため、苦情相談を受ける職員等(以下「相談員」という。)を配置し、相談員が苦情相談を受ける日時及び場所を指定する等必要な体制を整備しなければならない。この場合において、任命権者は、苦情相談を受ける体制を職員に対して明示するものとする。

2 相談員は、人事担当課長及びその者が指名する職員を充てることとし、苦情相談に係る問題の事実関係の確認及び当該苦情相談に係る当事者に対する助言等により、当該問題を迅速かつ適切に解決するよう努めるものとする。この場合において、相談員は、市長が苦

情相談への対応について定める指針に十分留意しなければならない。

3 職員は、相談員に対して苦情相談を行うことができる。この場合において、市長は、苦情相談を行った職員等から事情の聴取を行う等の必要な調査を行い、当該職員等に対して指導、助言及び必要なあっせん等を行うものとする。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

「揭示済」

亀岡市告示第135号

亀岡市告示で定める様式における敬称の取扱いの特例に関する要綱(平成18年亀岡市告示第26号)の一部を次のように改正する。

平成23年7月1日

亀岡市長 栗山正隆

第2条中「名あて人」を「名宛人」に、「あて先」を「宛先」に改め、同条の次に次の1条を加える。

第3条 市長等が収受する文書に係る様式において、名宛人に「(あて先)」と冠している場合は、当該様式の規定にかかわらず、「(宛先)」と表記するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、告示の日から実施する。
(経過措置)
- 2 この要綱の実施の際現に亀岡市告示の規定に基づき作成されている用紙については、この要綱の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

「揭示済」

亀岡市告示第136号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第21条第1項により、亀岡市農業委員会総会を下記のとおり招集する。

平成23年7月12日

亀岡市長 栗山正隆

記

- 1 日時 平成23年7月20日（水）
午後1時30分から
- 2 場所 亀岡市安町野々神8番地
亀岡市役所 1階「市民ホール」
- 3 内容 部会の構成及び役員の選出について

「揭示済」

亀岡市告示第137号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市総務部税務課において保管し、送達をうけるべき者の申し出があれば交付する。

ここに地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

平成23年7月12日

亀岡市長 栗山正隆

1 送達する書類

平成23年度固定資産税・都市計画税納税通知書

2 送達を受けるべき者の住所、氏名または名称

	住 所（ 居 所 ）	氏名または名称
1	省略	省略
2	省略	省略
3	省略	省略
4	省略	省略
5	省略	省略
6	省略	省略
7	省略	省略
8	省略	省略
9	省略	省略
10	省略	省略
11	省略	省略
12	省略	省略
13	省略	省略
14	省略	省略
15	省略	省略
16	省略	省略
17	省略	省略
18	省略	省略
19	省略	省略
20	省略	省略
21	省略	省略

3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第138号

亀岡市要保護児童対策地域協議会設置要綱(平成20年亀岡市告示第6号)の一部を次のように改正する。

平成23年7月14日

亀岡市長 栗山正隆

別表を次のように改める。

別表(第3条、第5条関係)

関係機関等
京都府家庭支援総合センター
京都府南丹保健所
京都府亀岡警察署
京都中部広域消防組合亀岡消防署
亀岡市立保育所
亀岡市立幼稚園
亀岡市小学校長会
亀岡市中学校長会
京都府立高等学校
亀岡市
亀岡市教育委員会
亀岡市社会福祉協議会
亀岡市医師会
亀岡市私立保育園
亀岡市私立幼稚園
亀岡市自治会連合会
亀岡市青少年育成地域活動協議会

亀岡市PTA連絡協議会 亀岡市民生委員児童委員協議会 社会福祉法人青葉学園 亀岡市人権擁護委員会 その他市長が特に必要と認める関係機関等
--

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

「揭示済」

亀岡市告示第139号

亀岡市国民健康保険条例施行規則(昭和53年亀岡市規則第20号)第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成23年7月14日

亀岡市長 栗山正隆

記

亀0131-13008

- 1 保 険 者
 亀岡市(26-007-5)
 京都府亀岡市安町野々神8番地
- 2 交付した日
 平成23年4月1日
- 3 無効になる日
 平成23年7月14日

「揭示済」

亀岡市告示第140号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市健康福祉部高齢福祉課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条の規定により告示する。

平成23年7月15日

亀岡市長 栗山正隆

- 1 送達する書類
平成23年度介護保険料納入通知書
- 2 送達を受けるべき者の住所氏名

省略

省略

- 3 この書類が受領されないときは、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第3項の規定を準用し、告示日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第141号

亀岡市不妊治療助成金交付要綱（平成15年亀岡市告示第104号）の全部を次のように改正する。

平成23年7月15日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市不妊治療助成金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、子を希望しながらも恵まれないため、不妊治療を受けている夫婦に対して、その治療に要する費用の一部を助成することにより、不妊で悩む夫婦の経済的負担

の軽減を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 助成金の交付を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、本市に居住地を有し、かつ、京都府内に1年以上居住地を有する夫婦(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係にある男女を含む。ただし、人工授精による治療を受けた場合に負担すべき医療費を申請する者については、婚姻の届出をしている夫婦に限る。)であって、次の要件を満たすものとする。

医療機関において不妊症と診断され、その治療を受ける者であること。

生活保護法(昭和25年法律第144号)第11条に規定する扶助を受けている世帯に属する者でないこと。

別表に定める医療保険各法(以下「医療保険各法」という。)に基づく被保険者若しくは組合員又はそれらの者の被扶養者であること。

(対象経費)

第3条 助成金の対象となる経費は、次の各号に定めるとおりとする。

対象者が医療保険各法に基づき医療の給付を受けた場合に対象者が負担すべき医療費(医療保険各法に基づく保険者又は共済組合の規約等の定めるところにより、不妊治療に要する費用に対し給付がなされる場合は、当該給付の額を控除した額)

対象者が人工授精による治療を受けた場合に対象者が負担すべき医療費

(助成金の額)

第4条 前条に定める経費に対する助成金の額は、前条第1号及び第2号に掲げる医療費を合算した額に2分の1を乗じて得た額(対象者1人につき、1年度当たり100,000円を限度とし、前条第1号に掲げる医療費についてのみ助成金を受給する場合は

60,000円を限度とする。ただし、前年度に受けた不妊治療の経費に対する助成金を受給していない場合は、当該対象者の前年度の医療費の限度に達する範囲内で、当該年度の限度を超えて助成金を受給できるものとする。)

(交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、亀岡市不妊治療費助成金交付申請書(別記第1号様式)に不妊治療医療機関等証明書(別記第2号様式)を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項の申請は、診療日から起算して1年以内に行わなければならない。

(交付決定及び通知)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査の上、交付の可否を決定し、亀岡市不妊治療費助成金交付(不交付)決定通知書(別記第3号様式)により、申請者に通知するものとする。

(請求及び交付)

第7条 申請者は、前条の規定による助成金交付決定通知を受けたときは、市長に請求書を提出するものとし、市長は、これに基づき速やかに助成金を交付するものとする。

(返還)

第8条 市長は、偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けた者に対して、当該助成金の全部又は一部を返還させるものとする。

(実施上の留意事項)

第9条 本要綱の実施に当たっては、申請者のプライバシーの保護について、十分留意しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、告示の日から実施する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の亀岡市不妊治療助成金交付要綱の規定は、平成23年4月1日以後の不妊治療に係る診療分から適用し、平成23年3月31日以前の診療分については、なお従前の例による。

別表(第2条関係)

- 1 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)
- 2 健康保険法(大正11年法律第70号)
- 3 船員保険法(昭和14年法律第73号)
- 4 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)
- 5 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)
- 6 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)

別記第1号様式（第5条関係）

亀岡市不妊治療助成金交付申請書

年 月 日

（宛先）亀岡市長

申請者
住 所
氏 名
電話番号

亀岡市不妊治療助成金の交付を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

交付申請額	円				
受療者本人	住 所				
	氏 名		住民となった日	年 月 日	
	加 入 医 療 保 険	種 別	国保・健保・船員・共済・その他		
		保険者番号		区分	本 人・被扶養者
配 偶 者	氏名				
過去の助成金 受給の有無	1 有 2 無	「有」の場合 過去に助成を受けた 自治体及び 助成額	自治体	時 期	助成額(円)
				年 月 日	
				年 月 日	
				年 月 日	

添付書類

- 不妊治療医療機関証明書（別記第2号様式）
保険薬局で投薬を受けた方は、薬局からの証明と合わせて2枚提出してください。
- 法律上の夫婦であることを証明できる書類（人工受精に係る助成を申請する場合）
又は以下の欄に記入

同意欄

本申請の審査に必要な範囲で、住民基本台帳及び市税等に関する公簿を閲覧し、調査することに同意します。

氏名

第2号様式（第5条関係）

不妊治療医療機関等証明書

年 月 日

（宛先）亀岡市長

医療機関

所在地

名称

代表者

電話番号

（ ）

下記のとおり不妊治療を実施し、本人負担額を領収したことを証明します。

記

受療者氏名		男・女	生年月日	年 月 日
病名 (不妊症の原因疾患名)			不妊治療 開始年月	年 月 日
平成 年度における 診療期間	年 月 日 から 年 月 日 まで			
保険診療に要した点数	点	保険診療費本人負担額 (領収額)		円
人工授精に係る本人負担(領収)金額				円
保 険 診 療 分				人工授精の 本人負担額
本人負担額等の 内 訳	区 分	診療点数	負担金額	
	年 月分		円	
	年 月分			
	年 月分			
	年 月分			
	年 月分			
	年 月分			
	年 月分			
	年 月分			
	年 月分			
	年 月分			
	年 月分			
不妊治療の内容	タイミング療法（不妊相談） 排卵誘発法（内服・注射） 腹腔鏡手術 その他の手術（ ） 人工授精 検査（治療の一環によるものに限る） その他（ ）			
特記事項				

第3号様式(第6条関係)

亀岡市指令 第 号

様

亀岡市不妊治療助成金交付(不交付)決定通知書

年 月 日付けで申請のありました亀岡市不妊治療助成金の交付について、
亀岡市不妊治療助成金交付要綱第6条に基づき、下記のとおり決定したので通知します。

年 月 日

亀岡市長

印

記

1 交 付

不妊治療助成金交付金額 円

2 不交付

(教示)

- 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、亀岡市長に対して異議申立てをすることができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日から起算して1年を経過すると異議申立てができなくなります。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日(上記1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日)の翌日から起算して6箇月以内に、亀岡市を被告として(訴訟において亀岡市を代表する者は、亀岡市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

「揭示済」

亀岡市告示第142号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市総務部税務課に保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

平成23年7月21日

亀岡市長 栗山正隆

1 送達する書類等

(1) 送達する書類

督促状 平成23年度軽自動車税

(2) 送達を受けるべき者の住所、氏名

省略

省略

2 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第143号

亀岡市放置自転車の防止に関する条例（平成5年亀岡市条例第14号）第11条の規定により、放置自転車の撤去、保管について次のとおり告示する。

平成23年7月22日

亀岡市長 栗山正隆

1 撤去した理由

亀岡市放置自転車の防止に関する条例第9条に違反して、自転車放置禁止区域内に放置されていたため。

2 撤去した区域

J R 亀岡駅前自転車放置禁止区域

J R 馬堀駅前自転車放置禁止区域

J R 並河駅前自転車放置禁止区域

J R 千代川駅前自転車放置禁止区域

3 撤去した日時

平成23年7月22日（金）

午後1時00分～午後3時30分

4 撤去し、保管した台数 33台

5 保管場所 J R 馬堀駅前自転車等駐車場

6 保管期間 告示の日から3箇月間

7 返還期間

月曜日～土曜日 午前10時～午後7時

8 返還を受けるための手続き

撤去された自転車は、保管場所で引き取ることができます。

返還の申請には、自転車の鍵、印鑑、住所・氏名を明らかにできるものが必要です。

撤去・保管に要した費用として1台2,000円を負担していただきます。

9 引取りのない場合の措置

保管期間を経過しても引取りのない自転車は、関係法令の規定により処分します。

連絡先

まちづくり推進部 桂川・広域交通課
電話(25)5083

「揭示済」

亀岡市告示第144号

住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第12条第1項の規定に基づき、次の者を住民基本台帳から職権消除したので、同条第4項の規定により告示する。

平成23年7月26日

亀岡市長 栗山正隆

- 1 住所 省略
- 2 氏名 省略
- 3 消除理由 実態調査に基づく職権消除

「揭示済」

亀岡市告示第145号

亀岡市国民健康保険条例施行規則(昭和53年亀岡市規則第20号)第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成23年7月26日

亀岡市長 栗山正隆

記

亀1907-62015

- 1 保険者
亀岡市(26-007-5)
京都府亀岡市安町野々神8番地
- 2 交付した日
平成23年4月1日
- 3 無効になる日
平成23年7月26日

「揭示済」

訓令

亀岡市訓令第6号

庁中一般

亀岡市訓令で定める様式における敬称の取扱いの特例に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年7月1日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市訓令で定める様式における敬称の取扱いの特例に関する規程の一部を改正する訓令

亀岡市訓令で定める様式における敬称の取扱いの特例に関する規程（平成18年亀岡市訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第2条中「名あて人」を「名宛人」に、「あて先」を「宛先」に改め、同条の次に次の1条を加える。

第3条 市長等が収受する文書に係る様式において、名宛人に「（あて先）」と冠している場合は、当該様式の規定にかかわらず、「（宛先）」と表記するものとする。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、平成23年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令の施行の際現に亀岡市訓令の規定

に基づき作成されている用紙については、この訓令の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

亀岡市訓令第7号

庁中一般

亀岡市一般廃棄物処理業等合理化事業計画検討委員会設置要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年7月1日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市一般廃棄物処理業等合理化事業計画検討委員会設置要綱の一部を改正する訓令

亀岡市一般廃棄物処理業等合理化事業計画検討委員会設置要綱（平成13年亀岡市訓令第16号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「部長」を「部長級の職員」に改める。

附 則

この訓令は、平成23年7月1日から施行する。

公 告

亀岡市公告第32号

亀岡市職員採用試験公告

亀岡市職員採用試験を次のとおり行います。

平成23年7月1日

亀岡市長 栗山正隆

1 試験区分及び採用予定人数

試験区分	行 政			土 木	保 育 士
採用予定人数	10名程度			若干名	若干名

2 受験資格

次に該当する人が受験できます。

ア 行政（上級）

昭和60年4月2日から平成2年4月1日までに生まれた人

（学歴は問わないが、学校教育法による大学卒業程度の学力を必要とする。）

イ 行政（民間経験）

昭和51年4月2日以降に生まれた人で民間企業での職務経験が5年以上の人

（学歴は問わないが、学校教育法による大学卒業程度の学力を必要とする。）

民間企業での職務経験が5年以上とは、会社員、団体職員等として6箇月以上継続して常勤で職務に従事（非常勤のアルバイト、パートタイムは含まない。）した期間が該当し、複数の場合は、通算することができます。ただし、国家公務員または地方公務員としての職務期間は含まれません。（平成24年3月31日現在で5年見込みの場合を含む。）

ウ 行政（初級）

平成2年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた人

（学歴は問わないが、学校教育法による高等学校卒業程度の学力を必要とする。）

エ 土木（民間経験）

昭和51年4月2日以降に生まれた人で土木に関連する民間企業での職務経験（設計、施工管理等）が5年以上の人

(学歴は問わないが、学校教育法による大学卒業程度の学力を必要とする。)

オ 保育士

昭和62年4月2日から平成4年4月1日までに生まれた人で保育士資格(資格取得見込者を含む。)を有する人、または昭和51年4月2日以降に生まれた人で保育士の職務経験が3年以上の人

(学歴は問わないが、学校教育法による短期大学卒業程度の学力を必要とする。)

保育士の職務経験が3年以上とは、公立、私立の保育所、託児所等で6箇月以上継続して常勤で職務に従事(非常勤のアルバイト、パートタイムは含まない。)した期間が該当し、複数の場合は、通算することができます。(平成24年3月31日現在で3年見込みの場合を含む。)

次に掲げる条件のいずれかに該当する人は受験することができません。

ア 成年被後見人又は被保佐人

イ 禁こ以上の刑に処せられ、その執行が終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者

エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党、その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 1次試験

方法

筆記試験(多肢択一式)

試験区分	試験科目	出題分野(予定)
行政	教養試験	社会、人文及び自然に関する一般知識並びに文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈に関する一般知能
土木	専門試験	数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、土木計画(都市計画を含む。)及び土木施工
保育士	専門試験	社会福祉、児童福祉、発達心理、保育原理・保育内容及び保健衛生

日時・場所

平成23年9月18日(日)午前10時から『ガレリアかめおか』において行います。

1次試験合格発表

平成23年10月上旬に通知します。

4 2次試験

方法(予定)

ア 集団面接試験

イ 論文試験

(2) 日時・場所

平成23年11月上旬、亀岡市内において行います。

詳しい日時、場所及び提出書類等については1次試験合格者に通知します。

5 3次試験

(1) 方法(予定)

ア 個別面接試験(行政・土木)

イ 実技試験(保育士)

(2) 日時・場所

平成23年11月下旬、亀岡市内において行います。

詳しい日時、場所及び提出書類等については2次試験合格者に通知します。

6 最終合格発表

平成23年12月下旬(予定)に通知します。

7 採用

最終合格者は、試験区分ごとに作成する職員採用候補者名簿に登載し、平成24年4月1日以降必要に応じ採用されます。

なお、この名簿の有効期間は、平成25年4月1日までです。

8 初任給(標準例)

(参考:平成23年4月1日現在。ただし、地域手当を含む。)

行政	(大学卒)	182,532円
行政・土木	(大学卒・民間経験5年)	207,230円
行政	(高校卒)	148,506円
保育士	(短大卒)	161,968円
保育士	(短大卒・職務経験3年)	176,914円

上記のほか、市職員の給与に関する条例等の規定に従い、通勤手当、期末・勤勉手当(いわゆるボーナス)等の諸手当が要件に応じて支給されます。

9 受験手続及び受付期間

申 込

ア 7月4日(月)から配付する申込書及び自己紹介書に必要事項を記入し、最近6箇月以内に撮影した本人の写真(上半身脱帽、正面向タテ4cm、ヨコ3cm)を貼り、亀岡市企画管理部人事課に提出してください。(郵送可)

イ 申込書等(申込書、自己紹介書)を郵送する場合は、必ず簡易書留で封筒の表に『採用試

『受験』と朱書し、返信用封筒（80円切手を貼って、宛先を明記したもの）を同封のうえ送付してください。

ウ 申込書受理後は、申込みをした区分の変更はできません。

エ 身体に障害があり、受験に際して配慮が必要な場合は、あらかじめ連絡してください。

受付期間

申込みは、持参の場合は平成23年7月4日（月）から平成23年8月5日（金）まで受付
けます。（ただし、土曜日、日曜日、祝日を除き、午前9時から午後5時まで）

郵送の場合は締切日を8月3日（水）とし、締切日の消印のあるものは有効とします。

10 採用試験についての問い合わせ

受験手続、その他の問い合わせは亀岡市企画管理部人事課でお答えいたします。

〒621-8501 京都府亀岡市安町野々神8番地

電話（0771）22-3131（市役所代表）…（内線2154）

電話（0771）25-5016（人事課直通）

URL : <http://www.city.kameoka.kyoto.jp>

「揭示済」

亀岡市公告第33号

狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第7項の規定により、捕獲犬の抑留について通知を受けたので、同条第8項の規定により公告する。

平成23年7月4日

亀岡市長 栗山正隆

記

- 1 捕獲日時 平成23年7月1日
午前10時30分頃
- 2 捕獲場所 亀岡市旭町地内
- 3 種類 雑種
- 4 毛色 茶
- 5 性別 雌
- 6 体格 中
- 7 犬の鑑札 なし
- 8 注射済票 なし
- 9 その他 首輪なし

（注意）公告期間満了の日の翌日（平成23年7月7日）までに引取りのないときは処分されます。

（連絡先）京都府南丹保健所環境衛生室
電話番号0771-62-4754

「揭示済」

亀岡市公告第34号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

平成23年7月5日

亀岡市長 栗山正隆

1 工事の概要等

工事番号及び工事名

23教第10号

亀岡市立千代川小学校校舎棟増築等工事（建築）

工事場所

亀岡市千代川町北ノ庄 地内

工事種別 建築一式工事

工事概要

千代川小学校 通級指導教室棟 増築工事

鉄骨造平屋建て 延べ248.23㎡

教室棟改修工事 125.6㎡

附帯工事

上記工事のうち建築工事 一式

工期 契約日の翌日から平成24年3月15日まで

部分払 無

前金払 有（当該工事契約金額の40%以内 保証事業会社等の保証が必要）

中間前金払

請負金額500万円以上かつ工期150日以上（変更工期を含む）で前金払をしている工事については、中間前金払（請負金額の20%以内）が請求できる。ただし、中間前金払の支払には、工期及び出来高が50%以上であることの認定が必要になる。

最低制限価格 採用

2 入札参加資格要件

平成23年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「建築一式工事」の「A等級」に認定された者であり、希望順位1位の亀岡市内に本社（本店）を置く者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。

建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。

手持ち工事（建築工事）が1件以上ある場合は、入札に参加することができない。

（手持ち工事とは、亀岡市が実施する平成23年4月1日以降の建築工事の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、随意契約によるもの及び共同企業体によるものは含まない。）

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1）

配置予定技術者調書（別紙様式2）

入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は、全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

なお、配置予定技術者調書に記載された技術者は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事との重複等の配置は認めない。

配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。

（恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3箇月以上の雇用関係があることをいう。）

4 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	平成23年7月5日（火） 午後1時から	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	平成23年7月5日（火） 午後1時から	共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	平成23年7月7日（木） 午前9時から午後5時まで 平成23年7月8日（金） 午前9時から午後5時まで	共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	平成23年7月12日（火） 午後5時までに電子入札システムにより通知。	
質疑の受付	申請書等に関する質問 平成23年7月8日（金） 正午まで	共通事項5のとおり

	設計図書に関する質問 平成23年7月14日(木) 午後3時まで	
質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 平成23年7月15日(金)	共通事項5のとおり
入札期間	平成23年7月20日(水) 午前9時から 平成23年7月21日(木) 午後4時まで 再入札となった場合は 平成23年7月22日(金) 午後3時までに再入札すること。	共通事項6のとおり
開札日時	平成23年7月22日(金) 午前10時 再入札となった場合は 平成23年7月22日(金) 午後3時10分に開札する。	電子入札システムによる

(注) 都合により開札日時を変更する場合は、入札3日前までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

7 その他

落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。

入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。

その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先)

亀岡市企画管理部 執行管理課 (電話 0771-25-5041)

「揭示済」

亀岡市公告第35号

狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第7項の規定により、捕獲犬の抑留について通知を受けたので、同条第8項の規定により公告する。

平成23年7月6日

亀岡市長 栗山正隆

記

- 1 捕獲日時 平成23年7月4日
午後2時15分
- 2 捕獲場所 亀岡市河原林町地内
- 3 種類 雑種
- 4 毛色 茶
- 5 性別 雄
- 6 体格 中
- 7 犬の鑑札 なし
- 8 注射済票 なし
- 9 その他 首輪なし

（注意）公告期間満了の日の翌日（平成23年7月9日）までに引取りのないときは処分されます。

（連絡先）京都府南丹保健所環境衛生室
電話番号0771-62-4754

「揭示済」

亀岡市公告第36号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

平成23年7月7日

亀岡市長 栗山正隆

1 工事の概要等

工事番号及び工事名

道改第4号

市道山本学校線道路改良工事

工事場所 亀岡市篠町篠 地内

工事種別 土木工事

工事概要

工事延長 L=308m

現場打擁壁工・舗装工・ボックスカルバート工・自由勾配側溝工・U型側溝・L型側溝・現場打側溝工・管渠工・集水枡・縁石工・防護柵工・車線分離標・区画線工・構造物取壊し 一式

工期 契約日の翌日から200日間

部分払 無

前金払 有（当該工事契約金額の40%以内 保証事業会社等の保証が必要）

中間前金払

請負金額500万円以上かつ工期150日以上（変更工期を含む）で前金払をしている工事については、中間前金払（請負金額の20%以内）が請求できる。ただし、中間前金払の支払には、工期及び出来高が50%以上であることの認定が必要になる。

最低制限価格 採用

2 入札参加資格要件

平成23年度亀岡市土木工事入札参加資格審査において、「土木工事」の「A等級」に認定された者であり、希望順位1位の亀岡市内に本社（本店）を置く者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。

特記仕様書及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。

手持ち工事（土木工事）が1件以上ある場合は、入札に参加することができない。

（手持ち工事とは、亀岡市が実施する平成23年4月1日以降の土木工事の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、随意契約、JVによるものは手持ち工事に含まない。）

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1）

配置予定技術者調書（別紙様式2）

入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は、全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

なお、配置予定技術者調書に記載された現場代理人及び建設業法に基づく、監理技術者は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、管理技術者、主任技術者、営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。

また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。（恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3箇月以上の雇用関係があることをいう。）

4 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	平成23年7月7日（木） 午後1時から	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	平成23年7月7日（木） 午後1時から	共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	平成23年7月11日（月） 午前9時から午後5時まで 平成23年7月12日（火） 午前9時から午後5時まで	共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	平成23年7月14日（木） 午後5時までに電子入札システムにより通知。	
質疑の受付	申請書等に関する質問 平成23年7月8日（金） 正午まで	共通事項5のとおり

	設計図書に関する質問 平成23年7月19日(火) 午後3時まで	
質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 平成23年7月20日(水)	共通事項5のとおり
入札期間	平成23年7月22日(金) 午前9時から午後5時まで 平成23年7月25日(月) 午前9時から午後4時まで 再入札となった場合は 平成23年7月26日(火) 午後3時までに再入札すること。	共通事項6のとおり
開札日時	平成23年7月26日(火) 午前11時 再入札となった場合は 平成23年7月26日(火) 午後3時10分に開札する。	電子入札システムによる

(注) 都合により開札日時を変更する場合は、入札3日前までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

7 その他

落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。

入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。

その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先)

亀岡市企画管理部 執行管理課 (電話 0771-25-5041)

「揭示済」

亀岡市公告第37号

狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）
第6条第7項の規定により、捕獲犬の抑留につ
いて通知を受けたので、同条第8項の規定によ
り公告する。

平成23年7月21日

亀岡市長 栗山正隆

記

- 1 捕獲日時 平成23年7月15日
午前10時30分
- 2 捕獲場所 亀岡市篠町王子地内
- 3 種類 雑種
- 4 毛色 黒白
- 5 性別 雄
- 6 体格 中
- 7 犬の鑑札 なし
- 8 注射済票 なし
- 9 その他 赤茶の首輪

（注意）公告期間満了の日の翌日（平成23年
7月24日）までに引取りのないときは
処分されます。

（連絡先）京都府南丹保健所環境衛生室
電話番号0771-62-4754

「揭示済」

亀岡市公告第38号

狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）
第6条第7項の規定により、捕獲犬の抑留につ
いて通知を受けたので、同条第8項の規定によ
り公告する。

平成23年7月25日

亀岡市長 栗山正隆

記

- 1 捕獲日時 平成23年6月30日
午後6時頃
- 2 捕獲場所 亀岡市東別院町鎌倉地内
- 3 種類 バーニーズマウンテンドック
- 4 毛色 黒茶
- 5 性別 雄
- 6 体格 大
- 7 犬の鑑札 なし
- 8 注射済票 なし
- 9 その他 茶の首輪

（注意）公告期間満了の日の翌日（平成23年
7月28日）までに引取りのないときは
処分されます。

（連絡先）京都府南丹保健所環境衛生室
電話番号0771-62-4754

「揭示済」

任免及び辞令

(各 通)

山 脇 英 富
 山 川 昭 子
 田 部 頼 子
 櫻 井 邦 男
 石 田 武 夫
 栗 山 久美子
 塚 田 和 子
 内 藤 登世一
 繁 田 正 子
 中 西 剛
 山 本 由美子
 眞 継 進 吾
 酒 井 省 五

亀岡市環境審議会委員に委嘱します

(各 通)

松 本 博 司
 坂 本 智 明

亀岡市総合福祉センター運営委員会委員に委嘱
します

任期は平成23年8月31日までとします

中 桐 安 子

亀岡市教育委員会委員に任命します

平成23年7月1日

(各 通)

井手口 幸 男
 美 馬 義 晴
 坂 本 雅 子
 高 木 玲 子
 武 田 廣 子

亀岡市営住宅入居者選考審議会委員に委嘱しま
す

任期は平成25年7月1日までとします

平成23年7月2日

(各 通)

繁 田 正 子
 川 嶋 淳 一
 岡 山 英 夫

亀岡市障害者施策推進協議会委員に委嘱します

平成23年7月15日

中 井 健 雄

亀岡市都市計画審議会委員の委嘱を解きます

平成23年7月19日

(各 通)

人 見 英 作
 田 中 義 雄
 山 脇 英 富
 栗 山 久美子
 長 澤 佐代子
 中 村 公 子
 関 祐 則

亀岡市農業委員会委員に選任します

平成23年7月20日

吉 岡 隆 行

亀岡市休日急病診療所医師の委嘱を解きます

平成23年7月31日

監査委員欄

公表

亀岡市監査公表第19号

地方自治法第199条第12項の規定により、平成22年度定期監査の結果に基づき講じた措置について、亀岡市長から通知があったので、次のとおり公表する。

平成23年7月15日

亀岡市監査委員 大西 鎮雄

亀岡市監査委員 藤本 弘

平成22年度定期監査結果に対する措置状況

指摘事項	講じた措置
<p>経済部</p> <p>ア 農政課</p> <p>農業振興助成金（日替わりシェフレストラン事業）、農業振興助成金（地産地消推進事業）及び京の黒大豆・小豆等産地づくり事業補助金について、農業振興助成金交付要綱に基づき交付されているが、具体的な対象経費が明確でなかった。</p> <p>補助金交付及び確定事務を適正に行うため、具体的な補助対象経費について明確にされたい。</p> <p>イ 農林整備課</p> <p>農道等市有地占用料の納入通知書に記載された納期限が6月以降のものとなっていた。</p> <p>会計年度単位で定めた収入金の納期限は、その年度の4月末日とすると財務規則に定められている。</p> <p>規定に基づいた適正な事務処理をされた</p>	<p>平成23年度から、当該助成事業に係る交付要領を策定し、補助対象経費を明確にした。</p> <p>農道等市有地占用料については、4月末日を納期限として納入通知書に記載し納入依頼を行い、適正な事務処理を行った。</p>

<p>い。</p> <p>エ 商工観光課 市有地占用料の納入通知書に記載された納期限が5月以降のものとなっていた。 会計年度単位で定めた収入金の納期限は、その年度の4月末日とすると財務規則に定められている。 規定に基づいた適正な事務処理をされたい。</p>	<p>平成23年度においては、4月末日を納期限として、市有地占用料に係る納入通知書を送付した。</p>
--	---

「揭示済」

亀岡市監査公表第20号

地方自治法第199条第12項の規定により、平成22年度行政監査の結果に基づき講じた措置について、亀岡市長から通知があったので、次のとおり公表する。

平成23年7月15日

亀岡市監査委員 大西 鎮雄

亀岡市監査委員 藤本 弘

平成22年度行政監査結果に対する措置状況

指 摘 事 項	講 じ た 措 置
<p>企画管理部 人事課 1 随意契約事務についての監査結果 (1) 随意契約理由が決裁書類に記載されているか。 研修の業務委託において、決裁書類に随意契約とする理由及び適用条項が記載されていないかった。 については、決裁書類に随意契約とする理由及び適用条項を記載されたい。</p>	<p>平成23年度契約から随意契約の理由及び適用条項を記載した。</p>

<p>(2) 予定価格は設定されているか。 決裁に「保守料金、委託料見込額等」とあるものの、予定価格が記載されていなかった。 ついては、予定価格は契約価格の一応の基準となる価格であることを認識し、財務規則、上下水道事業契約規程及び病院事業契約規程に基づき適切な予定価格を設定されるよう改善されたい。</p>	<p>関係規則等に基づき適切な予定価格を設定した。</p>
<p>(3) 随意契約の適用条項の理由は適正か。 予定価格が第1号の金額の範囲内のものであるが、第2号を適用していた。 これについても、第1号は、契約事務の簡略化という考えのもとに、第1号に該当する場合は、第1号を適用されたい。</p>	<p>関係規則等に基づき適正な条項の適用を図った。</p>

「揭示済」

亀岡市監査公表第21号

地方自治法第199条第12項の規定により、平成22年度行政監査の結果に基づき講じた措置について、亀岡市長から通知があったので、次のとおり公表する。

平成23年7月15日

亀岡市監査委員 大西 鎮雄

亀岡市監査委員 藤本 弘

平成22年度行政監査結果に対する措置状況

指 摘 事 項	講 じ た 措 置
<p>経済部 農政課 1 随意契約事務についての監査結果 (2) 予定価格は設定されているか。</p>	<p>平成23年4月から、予定価格設定がされて</p>

<p>「予定価格は予算額をもって予定価格とする」としていた。</p> <p>については、予定価格は契約価格の一応の基準となる価格であることを認識し、財務規則、上下水道事業契約規程及び病院事業契約規程に基づき適切な予定価格を設定されるよう改善されたい。</p> <p>(3) 随意契約の適用条項の理由は適正か。</p> <p>随意契約の適用条項において、第1号と第2号を適用していた。</p> <p>については、契約事務の簡略化の趣旨を理解し第1号に該当する場合は、第1号を適用されたい。</p> <p>予定価格が第1号の金額の範囲内のものであるが、第2号を適用していた。</p> <p>これについても、第1号は、契約事務の簡略化という考えのもとに、第1号に該当する場合は、第1号を適用されたい。</p>	<p>いなかった一部の契約について、亀岡市財務規則第110条第4項の規定に基づき、適切な予定価格を設定し、適切な事務処理を行うこととした。</p> <p>平成23年4月から、随意契約に係る予定価格が亀岡市財務規則第116条第1項各号に規定された範囲内のものについては、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号を適用条項とするよう徹底し、適切な事務処理を行うこととした。</p>
---	---

「揭示済」

亀岡市監査公表第22号

地方自治法第199条第12項の規定により、平成22年度行政監査の結果に基づき講じた措置について、亀岡市病院事業管理者から通知があったので、次のとおり公表する。

平成23年7月26日

亀岡市監査委員 大西 鎮雄
 亀岡市監査委員 藤本 弘

平成22年度行政監査結果に対する措置状況

指 摘 事 項	講 じ た 措 置
<p>市立病院管理部 病院総務課</p> <p>1 随意契約事務についての監査結果 (3) 随意契約の適用条項の理由は適正か。 予定価格が第1号の金額の範囲内のもの であるが、第2号を適用していた。</p> <p> 予定価格が第1号の金額の範囲内のもの であるが、第5号を適用していた。</p> <p> これについても、第1号は、契約事務の 簡略化という考えのもとに、第1号に該当 する場合は、第1号を適用されたい。</p>	<p>職員に監査結果の周知を行い、今後は第1号 の金額の範囲内のものについては、同号を適用 した。</p>

「揭示済」

教育委員会欄

規則

亀岡市教育委員会規則で定める様式における敬称の取扱いの特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年7月1日

亀岡市教育委員会
委員長 中桐安子

亀岡市教育委員会規則第1号

亀岡市教育委員会規則で定める様式における敬称の取扱いの特例に関する規則の一部を改正する規則

亀岡市教育委員会規則で定める様式における敬称の取扱いの特例に関する規則（平成18年亀岡市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第2条中「名あて人」を「名宛人」に、「あて先」を「宛先」に改め、同条の次に次の1条を加える。

第3条 教育委員会等が收受する文書に係る様式において、名宛人に「（あて先）」と冠している場合は、当該様式の規定にかかわらず、「（宛先）」と表記するものとする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に亀岡市教育委員会規則の規定に基づき作成されている用紙については、この規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

「揭示済」

告示

亀岡市教育委員会告示第2号

亀岡市教育委員会告示で定める様式における敬称の取扱いの特例に関する要綱（平成18年亀岡市教育委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

平成23年7月1日

亀岡市教育委員会
委員長 中桐安子

第2条中「名あて人」を「名宛人」に、「あて先」を「宛先」に改め、同条の次に次の1条を加える。
第3条 教育委員会等が収受する文書に係る様式において、名宛人に「（あて先）」と冠している場合は、当該様式の規定にかかわらず、「（宛先）」と表記するものとする。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、告示の日から実施する。

（経過措置）

2 この要綱の実施の際現に亀岡市教育委員会告示の規定に基づき作成されている用紙については、この要綱の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

「揭示済」

教育長訓令

亀岡市教育委員会教育長訓令第4号

庁中一般

亀岡市教育委員会教育長訓令で定める様式における敬称の取扱いの特例に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年7月1日

亀岡市教育委員会
教育長 竹岡 敏

亀岡市教育委員会教育長訓令で定める様式における敬称の取扱いの特例に関する規程の一部を改正する訓令

亀岡市教育委員会教育長訓令で定める様式における敬称の取扱いの特例に関する規程（平成18年亀岡市教育委員会教育長訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第2条中「名あて人」を「名宛人」に、「あて先」を「宛先」に改め、同条の次に次の1条を加える。

第3条 教育委員会等が収受する文書に係る様式において、名宛人に「（あて先）」と冠している場合は、当該様式の規定にかかわらず、「（宛先）」と表記するものとする。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、平成23年7月1日から施行

する。

(経過措置)

- この訓令の施行の際現に亀岡市教育委員会教育長訓令の規定に基づき作成されている用紙については、この訓令の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

任免及び辞令

中川 寛

亀岡市社会教育委員の委嘱を解きます

平成23年7月5日

西田 昭文

亀岡市社会教育委員に委嘱します

任期は平成24年6月30日までとします

平成23年7月6日

選挙管理委員会欄

規程

亀岡市選挙管理委員会規程で定める様式における敬称の取扱いの特例に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成23年7月1日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 西田 勝

亀岡市選挙管理委員会規程第1号

亀岡市選挙管理委員会規程で定める様式における敬称の取扱いの特例に関する規程の一部を改正する規程

亀岡市選挙管理委員会規程で定める様式における敬称の取扱いの特例に関する規程（平成18年亀岡市選挙管理委員会規程第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中「名あて人」を「名宛人」に、「あて先」を「宛先」に改める。

附則

（施行期日）

- 1 この規程は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程の施行の際現に亀岡市選挙管理委員会規程の規定に基づき作成されている用紙については、この規程の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

（亀岡市議会議員及び亀岡市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する規程の一部改正）

- 3 亀岡市議会議員及び亀岡市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する規程（平成6年亀岡市選挙管理委員会規程第1号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式、別記第2号様式及び別記第6号様式中「あて先」を「宛先」に改める。

「揭示済」

告示

亀岡市選挙管理委員会告示第59号

亀岡市選挙管理委員会告示で定める様式における敬称の取扱いの特例に関する要綱（平成18年亀岡市選挙管理委員会告示第4号）の一部を次のように改正する。

平成23年7月1日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 西田 勝

第2条中「名あて人」を「名宛人」に、「あて先」を「宛先」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、告示の日から実施する。

（経過措置）

2 この要綱の実施の際現に亀岡市選挙管理委員会告示の規定に基づき作成されている用紙については、この要綱の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

（公職選挙事務執行規程の一部改正）

3 公職選挙事務執行規程（昭和45年亀岡市選挙管理委員会告示第30号）の一部を次のように改正する。

別記第14号様式の2中「あて先」を「宛先」に改める。

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第60号

公職選挙法第17条第2項による市の投票区を定める告示（昭和43年亀岡市選挙管理委員会告示第15号）及び亀岡市農業委員会委員選挙における投票区の設置（昭和32年亀岡市選挙管理委員会告示第35号）の一部を次のように改正する。

平成23年7月1日

亀岡市選挙管理委員会委員長 西田 勝

（公職選挙法第17条第2項による市の投票区を定める告示の一部改正）

第1条 公職選挙法第17条第2項による市の投票区を定める告示（昭和43年亀岡市選挙管理委員会告示第15号）の一部を次のように改正する。

「

第33投票区	保津町のうち 通称1区、2区、3区、4区、8区の区域
第34投票区	保津町のうち 通称5区、6区、7区の区域

」

を

「

第33投票区	保津町の区域
第34投票区	篠町のうち 王子の一部の区域

」

に改め、

「

第44投票区	篠町のうち 王子の一部の区域
--------	-------------------

」

を削る。

（亀岡市農業委員会委員選挙における投票区の設置の一部改正）

第2条 亀岡市農業委員会委員選挙における投票区の設置（昭和32年亀岡市選挙管理委員会告示第35号）の一部を次のように改正する。

「ただし」の次に「、第34投票区」を加え、「、第43投票区及び第44投票区」を「及び第43投票区」に改め、「ものとし」の次に「、第34投票区は第37投票区に」を加え、「、第44投票区の区域は第37投票区に」を削る。

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第61号

亀岡市農業委員会委員一般選挙の期日を次のように定める。

平成23年7月3日

亀岡市選挙管理委員会委員長 西田 勝

選挙の期日 平成23年7月10日

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第62号

平成23年7月10日執行の亀岡市農業委員会委員一般選挙における選挙長及び同職務代理者を次のとおり選任した。

平成23年7月3日

亀岡市選挙管理委員会委員長 西田 勝

選挙長

選挙区	住 所	氏 名
第1選挙区	省略	山内 偉正
第2選挙区	省略	西田 貴弘
第3選挙区	省略	佐藤 浩
第4選挙区	省略	野々村 淳美

選挙長職務代理者

選挙区	住 所	氏 名
第1選挙区	省略	平田 米蔵
第2選挙区	省略	柴田 好浩
第3選挙区	省略	野々村 寿良
第4選挙区	省略	澤田 誠

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第63号

平成23年7月10日執行の亀岡市農業委員会委員一般選挙における各選挙区選挙長が立候補届出の受付等の事務を取り扱う場所及び亀岡市選挙管理委員会が選挙の管理執行を行う場所は、次のとおりである。

平成23年7月3日

亀岡市選挙管理委員会委員長 西田 勝

- 1 各選挙区選挙長が立候補届出の受付等の事務を取り扱う場所
亀岡市安町野々神8番地、亀岡市役所602・603会議室
- 2 亀岡市選挙管理委員会が選挙の管理執行を行う場所
亀岡市安町野々神8番地、亀岡市選挙管理委員会事務局

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第64号

平成23年7月10日執行の亀岡市農業委員会委員一般選挙における各投票区の投票所を次のように定める。

平成23年7月3日

亀岡市選挙管理委員会委員長 西田 勝

選挙区	投票区番号	投票所施設名	所在地
第1選挙区	第1投票区	亀岡小学校	亀岡市内丸町15番地
	第2投票区	亀岡市役所	亀岡市安町野々神8番地
	第3投票区	東別院町ふれあいセンター	亀岡市東別院町東掛一アン15番地の8
	第4投票区	徳円寺	亀岡市東別院町栢原九折34番地の1
	第5投票区	亀岡市西別院生涯学習センター	亀岡市西別院町柚原佃17番地の3
	第6投票区	犬甘野児童館	亀岡市西別院町犬甘野霜ノ下2、3、4番地
	第37投票区	安詳小学校	亀岡市篠町篠中北裏68番地
	第38投票区	東つつじヶ丘ふれあいセンター	亀岡市東つつじヶ丘都台3丁目6番7号
第2選挙区	第7投票区	曾我部公民館	亀岡市曾我部町南条中荒水代4-1
	第8投票区	寺区公民館	亀岡市曾我部町寺広畑12番地
	第12投票区	ほんめ町ふれあいセンター	亀岡市本梅町井手梅原3番地

	第13投票区	西加舎公民館	亀岡市本梅町西加舎塩賀14番地の1
	第14投票区	畑野町公民館	亀岡市畑野町千ヶ畑西山5番地の1
	第15投票区	土ヶ畑公民館	亀岡市畑野町土ヶ畑堂ノ下19番地
	第16投票区	宮川公民館	亀岡市宮前町宮川谷の下103番地
	第17投票区	神前ふれあいサロン	亀岡市宮前町神前平見1番地の1
	第18投票区	猪倉公民館	亀岡市宮前町猪倉森ノ下10番地
	第35投票区	赤熊公民館	亀岡市東本梅町赤熊南垣内20番地の2
	第36投票区	大内営農センター	亀岡市東本梅町大内谷口30番地
第3選挙区	第9投票区	吉川公民館	亀岡市吉川町吉田沢63番地
	第10投票区	亀岡市稗田野生涯学習センター	亀岡市稗田野町佐伯西ノ辻9番地の1
	第11投票区	奥条公民館	亀岡市稗田野町奥条大仲17番地
	第19投票区	大井小学校	亀岡市大井町並河1丁目3番1号
	第20投票区	小金岐区会議所	亀岡市大井町小金岐馬場崎21番地
	第21投票区	千代川町自治会館	亀岡市千代川町北ノ庄国主ヶ森19番地
	第22投票区	北ノ庄会議所	亀岡市千代川町北ノ庄市場2番地
第4選挙区	第23投票区	馬路生涯学習センター	亀岡市馬路町流川2番地の1
	第24投票区	池尻区公民館	亀岡市馬路町池尻20番地
	第25投票区	馬路老人センター	亀岡市馬路町小米田45番地の4
	第26投票区	旭コミュニティセンター	亀岡市旭町年角25番地
	第27投票区	山階公民館	亀岡市旭町岩ヶ谷84番地
	第28投票区	国分公民館	亀岡市千歳町国分西垣内15番地の1
	第29投票区	千歳町自治会事務所	亀岡市千歳町千歳垣根2番地の3
	第30投票区	出雲公民館	亀岡市千歳町千歳南所26番地
	第31投票区	亀岡市河原林生涯学習センター	亀岡市河原林町河原尻上六反田9番地の1
	第32投票区	勝林島会議所	亀岡市河原林町勝林島稻荷53番地
	第33投票区	保津小学校	亀岡市保津町構ノ内20番地

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第65号

平成23年7月10日執行の亀岡市農業委員会委員一般選挙における各投票区の投票管理者及び同職務代理者を次のとおり選任した。

平成23年7月3日

亀岡市選挙管理委員会委員長 西田 勝

平成23年7月10日執行 亀岡市農業委員会委員一般選挙投票管理者・同職務代理者一覧表

地区名	選挙区	投票区番号	投票管理者		同職務代理者	
			氏名	住所	氏名	住所
亀岡	1	1	並河 和夫	省略	梅田 啓史	省略
	1	2	澤田喜久雄	省略	田村彌治郎	省略
東別院	1	3	服部たき子	省略	三浦 央時	省略
	1	4	井上力ヨ子	省略	江見恵三子	省略
西別院	1	5	長澤 正樹	省略	林 四朗	省略
	1	6	木寺 俊義	省略	鈴木 重男	省略
曾我部	2	7	桂 幸太郎	省略	須田 悦道	省略
	2	8	酒井 美明	省略	和田 茂明	省略
吉川	3	9	上島 滋之	省略	大西 章弘	省略
稗田野	3	10	谷本 忠義	省略	美馬 正信	省略
	3	11	齋藤 雅一	省略	森 好次	省略
本梅	2	12	中村 昭治	省略	數井 正一	省略
	2	13	上原 嘉文	省略	森 忠和	省略
畑野	2	14	齋藤 則夫	省略	山内亜喜由	省略
	2	15	今西 庄一	省略	辻村 宗治	省略
宮前	2	16	井内 功	省略	西田 正史	省略
	2	17	山下 昇	省略	森 隆雄	省略
	2	18	藤村 剛	省略	藤村 進	省略
大井	3	19	田中 泰弘	省略	野崎 喜弘	省略
	3	20	松本 章	省略	松本 正廣	省略
千代川	3	21	野々村忠雄	省略	八木 政彦	省略
	3	22	俣野 久雄	省略	俣野 新司	省略
馬路	4	23	人見 肇夫	省略	中澤 重生	省略
	4	24	中川 進	省略	浅田 春夫	省略
	4	25	堤 年宏	省略	堤 敏次	省略
旭	4	26	平井 厚生	省略	川勝 義郎	省略
	4	27	人見 虎雄	省略	入江 武夫	省略
千歳	4	28	河島 一行	省略	吉川 孝二	省略
	4	29	谷尻 博和	省略	清水 浩次	省略
	4	30	廣瀬 義直	省略	杉崎 六男	省略
河原林	4	31	井上 盛夫	省略	並河 包恭	省略
	4	32	関 洋	省略	八木 俊光	省略
保津	4	33	大西 啓之	省略	湯浅 誠二	省略
東本梅	2	35	高向 進	省略	犬石 勝	省略
	2	36	中西 顕	省略	中西 一三	省略
篠	1	37	木村 忠司	省略	畑 清司	省略
篠・東ノ比	1	38	沼田 浩一	省略	石野 武男	省略

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第66号

平成23年7月10日執行の亀岡市農業委員会委員一般選挙における期日前投票所を次のように定める。

平成23年7月3日

亀岡市選挙管理委員会委員長 西田 勝

亀岡市安町野々神8番地
亀岡市役所601会議室

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第67号

平成23年7月10日執行の亀岡市農業委員会委員一般選挙における期日前投票所に係る投票管理者及び同職務代理者を次のとおり選任した。

平成23年7月3日

亀岡市選挙管理委員会委員長 西田 勝

職務を行うべき日	投票管理者		同職務代理者	
	氏名	住所	氏名	住所
平成23年7月4日	西田 勝	省略	野崎千恵子	省略
平成23年7月5日	西田 勝	省略	野崎千恵子	省略
平成23年7月6日	西田 勝	省略	野崎千恵子	省略
平成23年7月7日	西田 勝	省略	野崎千恵子	省略
平成23年7月8日	西田 勝	省略	野崎千恵子	省略
平成23年7月9日	西田 勝	省略	野崎千恵子	省略

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第68号

平成23年7月10日執行の亀岡市農業委員会委員一般選挙に用いる投票用紙の様式は、次のとおりである。

平成23年7月3日

亀岡市選挙管理委員会委員長 西田 勝

亀岡市農業委員会委員一般選挙投票用紙

(表)

亀岡市農業委員会委員一般選挙

亀岡市選挙管理委員会之印

(裏)

候補者氏名

注 意

一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。

二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。

備考 投票用紙は白色とし、文字は黒色のインキで印刷し、印は黒色のインキで刷込式とする。

(表)

(裏)

亀岡市農業委員会委員一般選挙

点
字
投
票

員 挙 亀
会 管 岡
之 理 市
印 委 選

備考 投票用紙は白色とし、文字は黒色のインキで印刷し、印は黒色のインキで刷込式とする。

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第69号

平成23年7月10日執行の亀岡市農業委員会委員一般選挙における各選挙区の選挙会の開催場所及び日時は、次のとおりである。

平成23年7月3日

亀岡市選挙管理委員会委員長 西田 勝

選挙区	日時	場所
第1選挙区	7月12日 午後1時30分	亀岡市安町野々神8番地 亀岡市役所
第2選挙区	7月12日 午後1時30分	亀岡市安町野々神8番地 亀岡市役所
第3選挙区	7月12日 午後1時30分	亀岡市安町野々神8番地 亀岡市役所
第4選挙区	7月12日 午後1時30分	亀岡市安町野々神8番地 亀岡市役所

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第70号

平成23年7月10日執行の亀岡市農業委員会委員一般選挙における当選人の住所及び氏名は、次のとおりである。

平成23年7月12日

亀岡市選挙管理委員会委員長 西田 勝

選挙区	住所	氏名
第1選挙区	省略	廣瀬 一夫
	省略	石野 仁洋
	省略	宇野 治
	省略	浅野 良男
	省略	長澤 滋
	省略	櫻井 邦男
第2選挙区	省略	森 哲男
	省略	赤澤 祥一
	省略	並河 忠平
	省略	森 良之
	省略	中西 一之
	省略	山内 秀雄
第3選挙区	省略	岡村 昭
	省略	大石 幸司
	省略	光嶋 雅治
	省略	俣野 幸雄
	省略	楠 謙一
第4選挙区	省略	廣瀬 重雄
	省略	神 昌弘
	省略	八木 榮三
	省略	平井 國晴
	省略	湯浅 義則
	省略	酒井 省五

「揭示済」

公平委員会欄

告示

亀岡市公平委員会告示第5号

下記の団体は、地方公務員法第53条の規定に適合することを認め、これを登録したので、職員団体の登録に関する規則第10条の規定により次のとおり告示する。

平成23年7月20日

亀岡市公平委員会
委員長 松本貞男

- 1 登録団体
 亀岡市職員連絡会
 代表者役職氏名 会長 山内真里
 (主たる事務所所在地)
 亀岡市安町野々神8番地 亀岡市役所内
- 2 登録年月日 平成23年7月20日
- 3 登録番号 平成23年公平第5号

「揭示済」

農業委員会欄

公告

亀岡市農業委員会公告第2号

第21期亀岡市農業委員会委員の所属部会を亀岡市農業委員会互選会規程第16条に基づき、別紙のとおり公告する。

平成23年7月20日

亀岡市農業委員会長 田中義雄

亀岡市農業委員会部会委員名簿

農地部会(18名)

議席	氏名	住所
1号委員	長澤 佐代子	省略
2号委員	廣瀬 重雄	省略
3号委員	赤澤 祥一	省略
4号委員	俣野 幸雄	省略
5号委員	八木 榮三	省略
6号委員	湯浅 義則	省略
7号委員	大石 幸司	省略
8号委員	山内 秀雄	省略
9号委員	神 昌弘	省略
10号委員	楠 謙一	省略
11号委員	平井 國晴	省略
12号委員	櫻井 邦男	省略
13号委員	森 哲男	省略
14号委員	森 良之	省略
15号委員	長澤 滋	省略
16号委員	山脇 英富	省略
17号委員	宇野 治	省略
18号委員	中村 公子	省略

農業振興部会（16名・内兼務4名）

議席	氏名	住所
1号委員	関 祐 則	省略
2号委員	並 河 忠 平	省略
3号委員	人 見 英 作	省略
4号委員	石 野 仁 洋	省略
5号委員	楠 謙 一	省略
6号委員	光 嶋 雅 治	省略
7号委員	酒 井 省 五	省略
8号委員	森 良 之	省略
9号委員	栗 山 久美子	省略
10号委員	浅 野 良 男	省略
11号委員	廣 瀬 重 雄	省略
12号委員	森 哲 男	省略
13号委員	田 中 義 雄	省略
14号委員	中 西 一 之	省略
15号委員	廣 瀬 一 夫	省略
16号委員	岡 村 昭	省略

「揭示済」

上下水道部欄

規 程

亀岡市上下水道事業管理規程で定める様式における敬称の取扱いの特例に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成23年7月1日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市上下水道事業管理規程第8号

亀岡市上下水道事業管理規程で定める様式における敬称の取扱いの特例に関する規程の一部を改正する規程

亀岡市上下水道事業管理規程で定める様式における敬称の取扱いの特例に関する規程（平成18年亀岡市上下水道事業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（管理者等が收受する文書に係る敬称の特例）

第2条 上下水道事業管理者その他上下水道部の機関（以下「管理者等」という。）が收受する文書に係る様式において、名宛人に敬称が付されている場合における当該敬称の取扱いについては、当該様式の規定にかかわらず、「（宛先）」を冠し、管理者等の機関名のみを表記するものとする。ただし、管理者等が適当でないと認めるものについては、この限りでない。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際現に亀岡市上下水道事業管理規程の規定に基づき作成されている用紙については、この規程の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

(亀岡市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規程の一部改正)

3 亀岡市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規程(昭和57年亀岡市水道事業管理規程第5号)の一部を次のように改正する。

別記第5号様式中「あて先」を「宛先」に改める。

「 掲示済 」

任免及び辞令

竿	田	嗣	夫
原	田	禎	夫
苗	村	活	代
山	本	由	美子
井	上	耕	作
福	井	英	昭
吉	田	千	尋
櫻	井	邦	男
長	澤	康	浩
松	本	博	司
中	西	一	三
野	々	村	忠
小	松	康	之
服	部	公	子
富	樫	登	美子
湊		妙	子

(各 通)

亀岡市上下水道事業経営審議会委員に委嘱します

任期は平成25年7月13日までとします

平成23年7月14日

市立病院欄

規程

亀岡市病院事業管理規程で定める様式における敬称の取扱いの特例に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成23年7月1日

亀岡市病院事業管理者 坂井茂子

亀岡市病院事業管理規程第5号

亀岡市病院事業管理規程で定める様式における敬称の取扱いの特例に関する規程の一部を改正する規程

亀岡市病院事業管理規程で定める様式における敬称の取扱いの特例に関する規程（平成18年亀岡市病院事業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第2条中「名あて人」を「名宛人」に、「あて先」を「宛先」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成23年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規程の施行の際現に亀岡市病院事業管理規程の規定に基づき作成されている用紙については、この規程の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

（亀岡市立病院防火管理規程の一部改正）

3 亀岡市立病院防火管理規程（平成16年亀岡市病院事業管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「あて先」を「宛先」に改める。

「揭示済」